



各 位

平成 24 年 8 月 6 日

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大隅 宏昭
(コード番号：7834)
問合せ先 経営管理部長 中村 修
(TEL：03-3526-9970)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

平成 24 年 7 月 6 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」のとおり、当社が原告として提起しておりました中国の当社元代理店である北京德霖高尔夫体育发展有限公司（以下、「ダイレクトリンク社」という。）に対する商標権侵害の訴訟において、ダイレクトリンク社から、同判決を不服として控訴の提起がなされ、本日、当社代理人に控訴状が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

中国 上海市第一中级人民法院

平成 24 年 7 月 23 日（控訴状を受理した日：平成 24 年 8 月 6 日）

2. 控訴を提起した者

- (1) 社名 北京德霖高尔夫体育发展有限公司（ダイレクトリンク社）
- (2) 代表者 董事長 王 棹億
- (3) 所在地 中華人民共和国 北京市顺义区首都机场路 89 号

3. 控訴の主旨

- (1) 原判決を取り消す
- (2) 被控訴人の請求を棄却する

4. 第一審の内容

- (1) 原告の請求を認め、本件商標権侵害事実は成立し、被告に損害賠償として合計人民元 50 万元（約 6 百万円）の支払を命じる。
- (2) 被告はこの判決以降、原告が商標権を保有する商品の販売、生産を直ちに停止すること。
- (3) 被告は、法制日報に商標権侵害であったことを掲載すること。
(法制日報＝中国内の法律専門新聞)

5. 今後の見通し

当社としましては、第一審同様、当社の主張が全面的に認められるよう、当社の正当性を主張してまいります。また、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以上